

1. 教育訓練給付金（特定一般教育訓練給付金）

「教育訓練給付金」とは、労働者の主体的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給するものです。

そのうち「**特定一般教育訓練給付金**」は、速やかな再就職と早期のキャリア形成に役立つ講座を受講する労働者が支給要件などを満たし、ハローワークで支給申請手続きを行った場合に、受講修了後、受講費用の40%（上限20万円）を支給される制度です。

令和6年10月1日以降に受講を開始した方が、訓練修了後1年以内に資格などを取得し、就職などをした場合には、受講費用の10%（上限5万円）が追加支給されます。

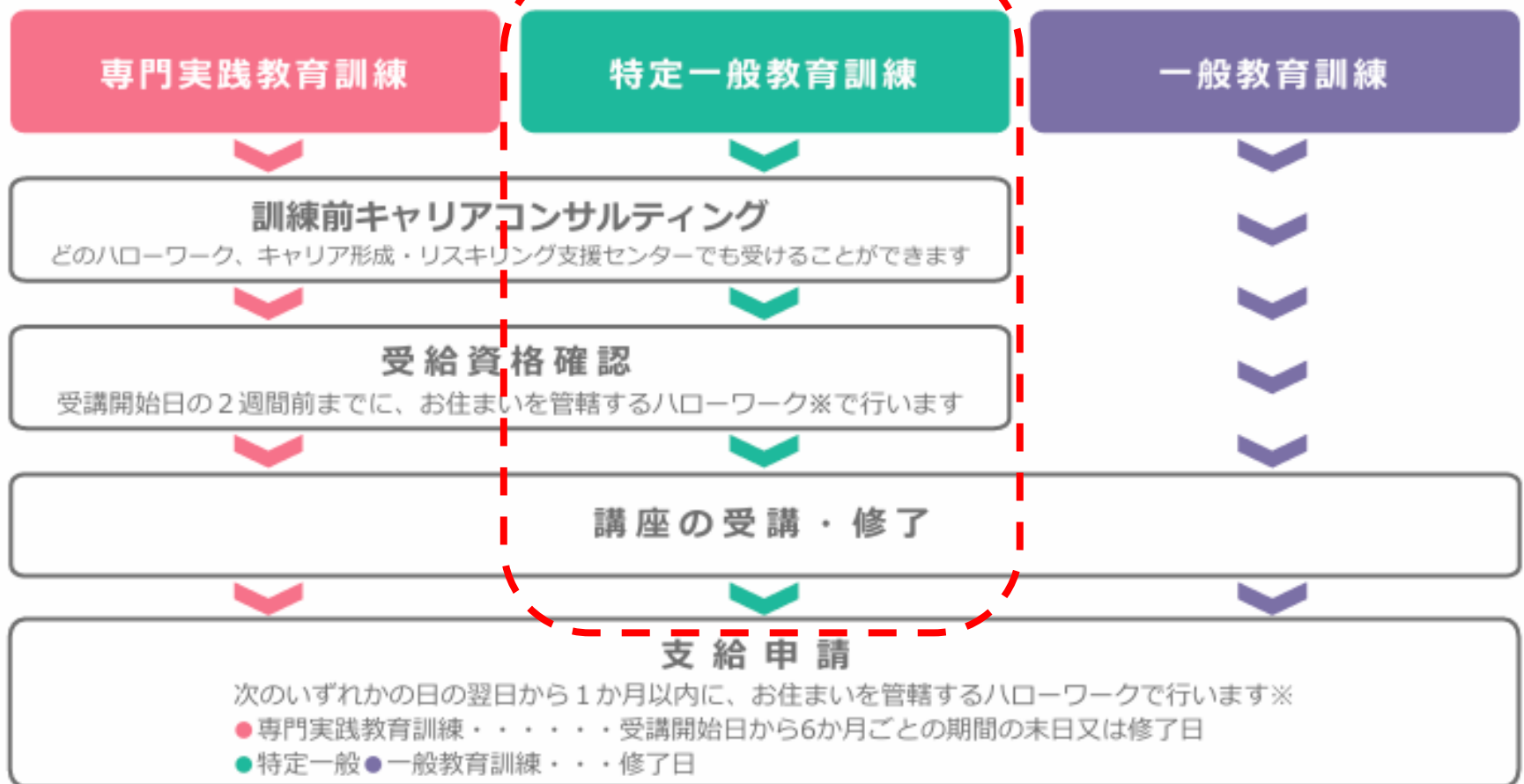


[教育訓練給付金のご案内.pdf](#)

* 特定一般教育訓練給付金の対象となる講座は、これまでに指定したものを合わせると、令和8年4月1日時点で1,424講座となります。

2.教育訓練給付金（給付手続）

給付手続



※「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続の詳細な内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jishu/matsu/kyouiku.html

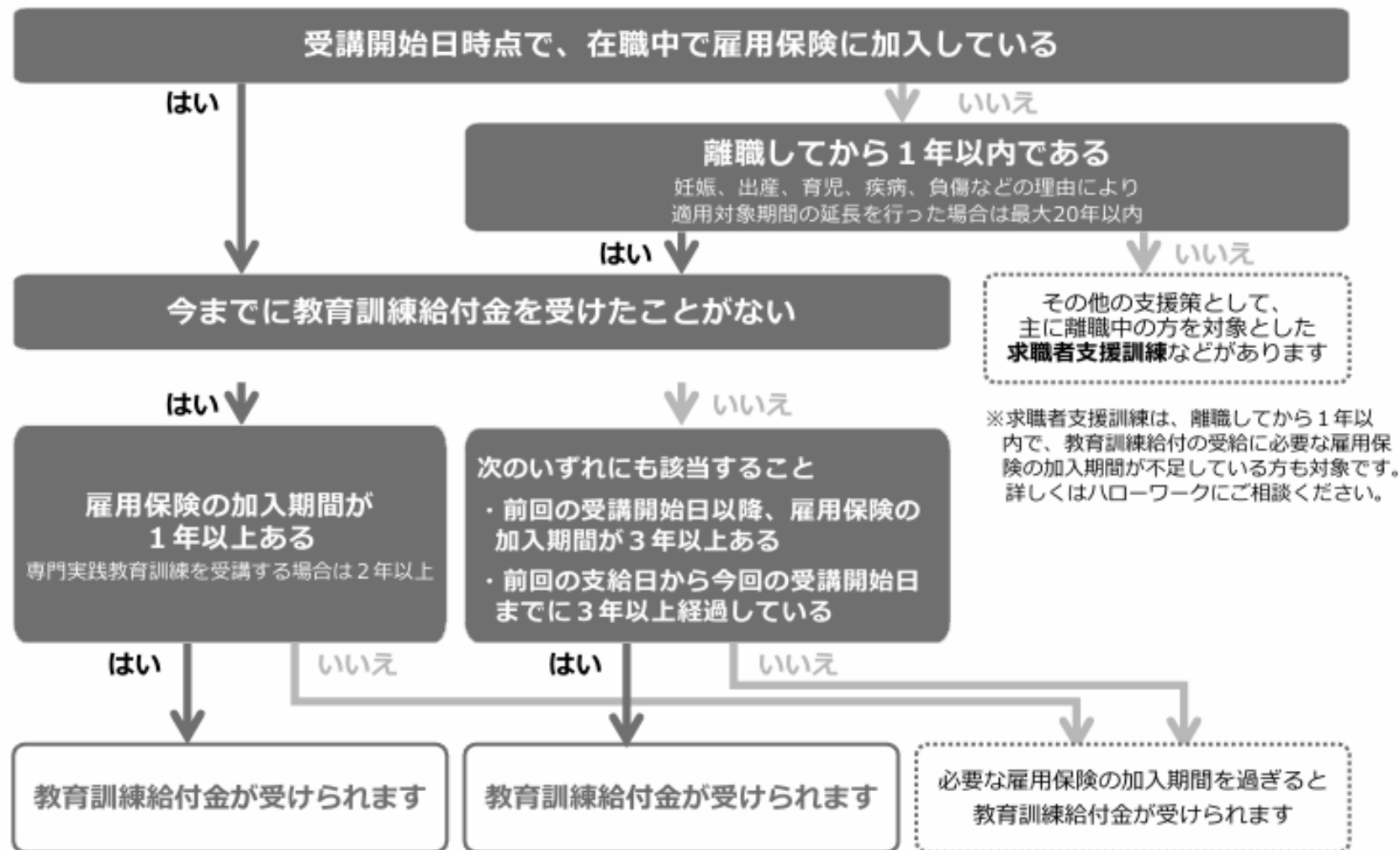


3.教育訓練給付金（給付条件）

給付条件

教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。